

特定非営利活動法人 森がお医者さんForest is Therapist 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 森がお医者さんForest is Therapistと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県吾妻郡高山村に置く。

(目的)

第3条 この法人は、「里山の環境保全」と、「関係人口の創出など地域づくり事業」を行うことで、「地域住民や関係人口」と「自然（里山）」の双方が健やかに共存できる状態を目指します。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 子どもの健全育成をはかる活動
- (7) 経済活動の活性化を図る活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 里山再生事業
 - ② 地域づくり推進事業
 - ③ 森林や、里山を活用した教育事業
 - ④ 里山再生に関わるブランディング、デザイン、普及事業
 - ⑤ その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 活動会員 この法人の目的に賛同して入会し法人の活動に参加する個人又は団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、理事会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与え

なければならない。

(1) この法人の定款、規則等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上9人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会の議決及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令

若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事は理事会の議決、監事は総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、理事会又は総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第4章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 監事の選任又は解任
- (6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事が招集するとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は書面に代わる電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員の表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。また、会場に来ることができない正会員は、インターネット等を利用したオンライン会議システムによって総会に参加し、表決することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号、第52条及び第54条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

5 オンラインでの出席者は、以下の記載の条件を満たす環境の整備を行う。

(1) 出席者の発言の即時性及び双方向性が確保されていること。

(2) 出席者が出席者本人であることを確認できること。

(3) 出席者の確認が他の出席者に共有して確認できること。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者又は

オンラインの会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印若しくは電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定するもの。以下同じ。）しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は書面に代わる電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から起算して14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも理事会の開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。また、会場に来ることができない理事は、インターネット等を利用したオンライン会議システムによって理事会に参加し、表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条、第37条第2項及び第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 5 オンラインでの出席者は、以下の記載の条件を満たす環境の整備を行う。
 - (1) 出席理事の発言の即時性及び双方向性が確保されていること。
 - (2) 出席理事が出席理事本人であることを確認できること。
 - (3) 出席理事の確認が他の出席者に共有して確認できること。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者又はオンラインの会議システムによる出席者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印若しくは電子署名しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(財産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり翌年12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の処分)

第54条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の第1項に規定する貸借対照

表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人情報入力欄）に掲載して行う。

第9章 雑則

（細則）

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず当分の間、徴収しないこととする。

（１）正会員	入会金	5,000円、	年会費	5,000円
（２）活動会員	入会金	1,000円、	年会費	1,000円
（３）賛助会員	入会金	10,000円、	年会費	10,000円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から令和9年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、設立の日から令和7年12月31日までとする。

別表

役職名	氏名	備考
理事	木暮 咲季	理事長
理事	岡橋 弘和	副理事長
理事	金子 ひとみ	副理事長
理事	中島 正篤	
理事	西山 大樹	
理事	藤木 絢	
監事	岡本 武洋	

(様式例 2)

役員名簿

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人

森がお医者さんForest is Therapist

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有 無	備 考
理事	木暮 咲季		無	理事長
理事	岡橋 弘和		無	副理事長
理事	金子 ひとみ		無	副理事長
理事	中島 正篤		無	理事
理事	西山 大樹		無	理事
理事	藤木 絢		無	理事
監事	岡本 武洋		無	監事

(備考)

- 1 「役職名」欄には、理事、監事の別を記載する。
- 2 「住所又は居所」欄には、群馬県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面により証された住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」欄には、各役員について、報酬を受ける者には「有」、受けない者には「無」を記載する。
- 4 「備考」欄には、理事長、副理事長等を記載する。

設 立 趣 旨 書

1 設立の趣旨

(1. 吾妻地区の資源と課題)

吾妻地区は豊かな森林資源、里山環境を有しているが人口減少による担い手不足が課題である。

・吾妻地区の地理的特徴

本地域の総面積は127,827ha、森林面積は102,305haで森林率80 %である。

日本の森林面積は国土の約67%を占めており、先進国の中ではフィンランドに次いで2番目に森林率の高い国で、世界有数の森林大国といわれているが、それと比較しても高い数字である。

・主要産業の衰退

主要産業の一つが農林業であるが第1次産業は減少傾向にある。

中之条町 平成2年の1,990人から平成22年には967人に減少

高山村 平成2年の625人から平成22年には半数以下の301人に減少

・将来人口推移の減少

日本の総人口は、2050年には約3,300万人（約25.5%）減少して9,515万人になると推定。5年ごとの人口増減率の平均を見ると、中山間地域全体は6.77%の減少とされており、拠点エリアにおいても減少が予測されている。

中之条町 2020（令和2）年で15,386人、2030（令和12）年には13,000人を切る

高山村 2020（令和2）年で4,348人、2030（令和12）年には3,000人を切る

(2. 着眼点、具体の経験則)

人口減少を食い止めることは非常に難しい状況において関係人口を創出と、地域課題に対して積極的に取り組もうとする移住者の存在が不可欠である。

そういった中で、当団体の前身となる活動として、毎週日曜日に草刈りや、山の管理などをおこなっており、都市部エリアから参加している人が数名いる。「森林の中にいたり、農作業をした日の方が寝つきがよい。呼吸が深くなる。体がリフレッシュする」という声がある。

この経験を受けて、本地域にある森林資源、里山環境という「資源」を維持することが難しい現状であるが、本地域の観光や関係人口促進において「人の心身の健康と中山間地域の維持」を軸に展開できないだろうか？と考え始めたのが始まりである。

（３．設立の趣旨、NPOでやる意味）

「人の心身の健康と中山間地域の資源維持」を実現し、それらを、多くの人が享受できるような社会にしたい。そのためには地域資源を活かす事業を行なっている者と協業し、新たな関係人口創出の受け皿を構築していくことが必要である。

（４．その活動の必然性）

・経済社会の構造変化

わが国の疾病構造は、医科診療費の3分の1以上が生活習慣病関連となっている。人生100年時代において、健康年齢を伸ばせるよう、現役世代も含め、予防・健康へのインセンティブ措置を強化する必要性がある。

・森林の有する多面的機能

林野庁による「森林の有する多面的機能」では保健・レクレーション機能、農林水産省による「農業の多面的機能」では人間性を回復する機能等が認められており、人間関係が複雑化する現在社会においてはそうしたニーズがある。

・今後消費を担う中心となる世代

Z世代は、今後の消費市場において中心的な役割を果たすと予想されている。日本国内では、2030年には総人口に占めるZ世代以降の割合が約3割に達し、2050年には約半数にまで拡大するといわれている。

Z世代は貢献思考、α世代は成果思考と言われており、「地域課題」を観光・関係人口の創出のテーマとする「解決型・貢献型」の観光という視点はニーズと合致すると言える。

（５．もたらしたい未来像）

- ・中山間地域に縁がなかった親子や若年層が、気軽に関わる事が出来る仕組みをつくる。
- ・自然の中で学び、働き、過ごすことが地域と人両者へメリットを生み出す、消費ではなく課題解決型の「観光」を生み出す。
- ・この取り組みは、地域の人々が大切にしてきたことを守れる仕組みである、という事を地域の人自身が認知し、参加している状態。
- ・この取り組みが、日本国において不可欠である里山の多面的機能を守る、持続可能なモデルとなることを目指す。

2 設立申請に至るまでの経過

2020年：荒れた土地を整備し、人が集える場所にするため整備を開始する

2023年：活動を持続的なものにするため、法人化とし「株式会社森のはなし」を設立
場所貸し事業、製品企画販売業等をスタートする

2024年：株式会社森のはなしのボランティア活動として敷地内だけでなく近隣の
耕作放棄地や荒れた山林の維持管理を開始
地域住民や、県内外からボランティアで作業者も集うようになってきた
この活動を通して自然の中で行う作業が、心身の健康にもつながることを実感
順天堂大学医学部にて研究結果もあることから、大学への相談を開始

地域の景観を守る人材を持続的に地域に呼び込むこと。ひいては心身の健康に特化した地域としてのイメージ創出をすることができないか？と動き始めました。

弊社一社での事業ではなく、なるべく地域資源活用の流れを作るべく、高山村で地域の関係者や、隣町の花卉栽培が盛んな中之条町で活動を行っている人、農業者等と一緒にプロジェクトを実行していくこととなりました。

令和7年3月14日

特定非営利活動法人 森がお医者さんForest is Therapist

設立代表者

住所又は居所

氏 名

木暮 咲季

(様式例 8)

令和7年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 森がお医者さん Forest is Therapist

1 事業実施の方針

農作業や地域活動のお手伝いが関係人口促進のコンテンツになることをめざし、まずは若者を対象とした健康効果実証プロジェクトを開始する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
地域づくり推進事業	地域滞在イベントと、効果測定の実施 地域の観光づくり	年1回～2回	高山村又は中之条町	10人	都市部に暮らす人約20名
里山再生に関わるブランディング、デザイン、普及事業	活動の普及と、ホームページ等の運営	通年	法人事務所	10人	不特定多数 特に20代～50代の一般市民

※里山再生事業は2年目、森林や、里山を活用した教育事業については3年目より実施

(備考)

- 1 設立の当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 「2(1)特定非営利活動に係る事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人員、並びに受益対象者の範囲及び予定人数をそれぞれ記載する。
- 4 「2(1)特定非営利活動に係る事業」のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 5 「2(2)その他の事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所及び従事者の予定人数をそれぞれ記載し、該当する事業を行わない場合にあっては記載を要しない。

(様式例8)

令和8年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 森がお医者さんForest is Therapist

1 事業実施の方針

農作業や地域活動のお手伝いが関係人口促進のコンテンツになることをめざし、体験イベントを実施、ターゲットを把握し3年目以降につなげる。

2 事業の実施に関する事項

(2) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲 及び予定人数
地域づくり推進事業	地域滞在イベント等 地域の観光づくり	年2回～4 回	高山村又 は中之条 町	10人	都市部に暮ら す人約50名
里山再生事業	里山資源の活用・企 画販売を実施	通年	高山村又 は中之条 町	5人	不特定多数特 に20代～50 代の一般市民
里山再生に関 わるブラン ディング、デ ザイン、普及 事業	活動の普及と、ホー ムページ等の運営	通年	法人事務 所	5人	不特定多数 特に20代～ 50代の一般 市民

※森林や、里山を活用した教育事業については3年目より実施

(備考)

- 1 設立の当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 「2(1)特定非営利活動に係る事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人員、並びに受益対象者の範囲及び予定人数をそれぞれ記載する。
- 4 「2(1)特定非営利活動に係る事業」のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 5 「2(2)その他の事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所及び従事者の予定人数をそれぞれ記載し、該当する事業を行わない場合にあっては記載を要しない。

令和7年度 活動予算書

法人成立の日から令和7年12月31日まで

特定非営利活動法人森がお医者さん
Forest is Therapist

(単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	合計
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	0	0
2. 受取寄附金		
受取寄附金	9,500	9,500
3. 受取助成金等		
受取補助金	262,500	262,500
4. 事業収益		
地域づくり推進事業収益	78,000	78,000
5. その他収益		
受取利息	0	0
雑収益	0	0
経常収益計	350,000	350,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
講師謝金	0	0
給料手当	0	0
法定福利費	0	0
退職給付費用	0	0
福利厚生費	0	0
人件費計	0	0
(2) その他経費		
広告費	63,000	63,000
備品費	120,400	120,400
謝礼	116,000	116,000
保険	18,000	18,000
消耗品費	32,600	32,600
会議費	0	0
旅費交通費	0	0
施設等評価費用	0	0
減価償却費	0	0
支払利息	0	0
その他経費計	350,000	350,000
事業費計	350,000	350,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	0
給料手当	0	0
法定福利費	0	0
退職給付費用	0	0
福利厚生費	0	0
人件費計	0	0
(2) その他経費		
会議費	0	0
旅費交通費	0	0
減価償却費	0	0
支払利息	0	0
その他経費計	0	0
管理費計	0	0
経常費用計	350,000	350,000
当期経常増減額	0	0
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益	0	0
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損	0	0
経常外費用計	0	0
経理区分振替額	0	0
当期正味財産増減額		0
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		0

その他の事業は実施しない

令和8年度 活動予算書

令和8年1月1日から令和8年12月31日まで

特定非営利活動法人森がお医者さん
Forest is Therapist

(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	合計
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	0	0
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	0
3. 受取助成金等		
受取補助金	835,750	835,750
4. 事業収益		
地域づくり推進事業収益	254,400	254,400
5. その他収益		
受取利息	0	0
雑収益	0	0
経常収益計	1,090,150	1,090,150
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費	0	0
講師謝金	144,000	144,000
給料手当	0	0
法定福利費	0	0
退職給付費用	0	0
福利厚生費	0	0
人件費計	144,000	144,000
(2) その他経費		
広告費	434,000	434,000
備品費	135,000	135,000
謝礼	164,000	164,000
保険	18,000	18,000
消耗品費	110,000	110,000
その他経費計	861,000	861,000
事業費計	1,005,000	1,005,000
2. 管理費		
(1) 人件費	0	0
役員報酬	0	0
給料手当	0	0
法定福利費	0	0
退職給付費用	0	0
福利厚生費	0	0
人件費計	0	0
(2) その他経費	0	0
会議費	0	0
旅費交通費	0	0
減価償却費	0	0
支払利息	0	0
その他経費計	0	0
管理費計	0	0
経常費用計	1,005,000	1,005,000
当期経常増減額	85,150	85,150
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益	0	0
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損	0	0
経常外費用計	0	0
経理区分振替額	0	0
当期正味財産増減額		85,150
前期繰越正味財産額		0
次期繰越正味財産額		85,150

その他の事業は実施しない